

サッカー 3 級審判員資格認定要項

滋賀県サッカー協会審判委員会がサッカー 3 級審判員として資質を有する者に対して検定を行い、合格した者に日本サッカー協会サッカー 3 級審判員の資格を与える。

資格認定を受けるための条件

- (1) 年齢 満 15 歳以上（中学生を除く）
- (2) 対象者 サッカー 4 級審判取得後 1 年以上の審判経験を有する者で
主審を 10 試合程度経験した者

申込期間

- (1) 随時

検定内容

- (1) 筆記テスト・・・70 点以上
- (2) 実技テスト・・・審判委員会が指定した試合（社会人・大学生・高校生・中学生）
＊ 筆記テスト合格後、実技試験を行う。

受講料

- (1) 2,000 円（筆記テスト時に持参）

登録料

- (1) 合格後は、サッカー 3 級登録費用が別途必要となります。

申込方法

- (1) 氏名・住所・年齢・電話番号・審判登録番号を記入して、滋賀県サッカー協会に、
サッカー 3 級認定試験申請書に記入して申込をすること。
＊ 確認後、審判委員会から連絡させていただきます。

申込先・問合せ

- (1) 公益社団法人滋賀県サッカー協会 サッカー 3 級認定試験申請と記入してください。
電話番号 077-585-0982 ファックス 077-585-0983
メールアドレス shigafa@oregano.ocn.ne.jp